

けやきの村便り

発行●社会福祉法人けやきの村 〒960-0261 福島市飯坂町中野字高田前2-7 TEL024-542-3275 FAX024-542-6978
E-mail:keyakinomura@deluxe.ocn.ne.jp



けやきの村生活介護事業所利用者
創作活動作品…壁画『収穫』
第40回福島市福祉作品展
福島市長賞受賞

ふくしま県北地区の障がい福祉を考えると移動支援

けやきの村 常務理事兼事務局長 舟山 信悟

「移動支援の使い勝手について」

満足39・1%（前回比マイナス4・2P.T）
不満30・8%（前回比プラス17・3P.T）

「移動支援に期待すること」

- 必要に応じて利用できるようにしてほしい
- 19・3%
- 行きたいところへ行けるようにしてほしい
- 15・2%
- 通所で利用できるようにしてほしい
- 14・4%

私は、この結果を今の移動支援は、必要ときや、行きたいところへ行けなくて、通所でも利用できない使い勝手があまり良くないものと読みました。（福島県北地区障がい福祉連絡協議会第9次アンケート調査結果から）

平成26年4月福島市福祉事務所発行「福島市障がい者福祉のてびき」には、「障害者総合支援法第77条の規定により、障がい者が住みなれた地域で自立した生活を営むことができるよう県や市町村が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を実施することとされている「地域生活支援事業」のなかのメニューの一つで、重度障がい者等が社会生活上不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出をする場合、ヘルパーによる移動の介助を行います。」とありますが、通学・通所・通勤等通年かつ長期にわたる外出には利用できない旨の記載もあります。

また、2014年1月20日公布の障害者権利条約日本政府公定訳には第20条「個

人の移動を容易にすること」として

「締約国は、障害者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

- (a) 障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。
- …」とあります。

障がい者の地域生活が自己決定に基づき円滑に営めるようにするためには、移動支援は必須となるものです。そのためには、障害者権利条約を基本にいろんな縛りや制限を外すことが必要ではないでしょうか。厚労省は、障害者総合支援法施行後3年目の見直しに向けて論点の整理を行っており移動支援は重要な論点のひとつです。見直した結果については平成28年4月から実施することですが、「必要などき、行きたいところへ行ける、そして通所や通学、通勤にも使えるような使い勝手のよいもの」になるかどうかはわかりません。だからこそ、声を上げ続けることが必要なのだと思いますが、一方では違う思いもあります。社会福祉の先達たちは、ニーズに直面する人の苦しみを共有し寄り添いながら行動してきました。ニーズへの対応を必要としている彼らとともに生きてきました。その積み重ねが制度を作ってきた事実があります。私たち一人ひとりが、傍らでニーズに直面しているだれかのために行動すること、動き始めることも必要な選択肢の一つなのではないかと思えます。